



河川基金

2026
年度

2026年度(令和8年度)

河川基金

助成募集要項

研究者・研究機関部門



2025年10月

公益財団法人 河川財団

ご挨拶

河川財団では、1988年(昭和63年)3月に「河川整備基金」が創設されてから、37年にわたり助成事業を進めてまいりました。これまでに河川の調査・研究、環境整備、河川への理解を深める活動、河川・水教育等に対して助成を行い、多く研究者や研究機関、市民団体、学校等の活動を支援してきました。このような長年の支援は全体で約12,800件、総額約132億円にのぼります。

一方で基金設立から約35年間が経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や基金への社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた「河川整備基金」の見直しや新たな役割の構築が必要になってきました。そのため河川財団では2015年1月より外部の有識者を委員とする『今後の河川整備基金のあり方検討委員会』を設置して議論を行い、2015年7月に委員会報告を取りまとめました。委員会報告を踏まえ、2016年度助成事業の募集からは、その名称を「河川基金」として新たなスタートを切りました。

これまでも、助成事業の部門・区分の再構築、定額助成の導入、採択審査にあたっての評価基準の明確化等の改善を行っていますが、今後も引き続き、助成事業者の方々をはじめ、幅広く皆様のご意見を伺いながら、「河川基金」が多くの人々に活用され、人々の河川への理解が深まり、人と川との良好な関係がさらに強いものとなるよう弛まぬ改革を進めていく所存です。引き続き「河川基金」へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

2025年10月1日
公益財団法人 河川財団

理事長 小俣 篤



河川基金 募集概要

1. 助成部門

河川基金には、「研究者・研究機関部門」「川づくり団体部門」「学校部門」の3部門があり、よりよい“川づくり”に役立つ様々な活動を支援します。

●研究者・研究機関部門

防災・減災や河川・流域の視点から、治水・利水・環境に関する新たな科学的知見を得る取り組みや新技術の開発に向けた調査・研究を行う、研究機関等に助成を行います。

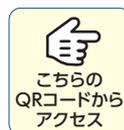
2. 募集期間

2025年10月1日(水) 9:00～ 2025年11月14日(金) 18:00

3. 申請方法

河川財団ホームページから河川基金ホームページを開き、「助成を希望する方へ」のページから申請してください。

<http://shinsei.kasenkikin.jp>



4. 申請期限についての注意事項

申請期限：2025年11月14日(金) 18:00 **厳守**

Web申請手続きシステムは、11月14日18時に閉鎖します。
それ以降は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

5. 問い合わせ先



公益財団法人

河川財団

電話：03-5847-8303

E-mail：kikin-toi@kasen.or.jp

担当：公益財団法人河川財団 基金事業部

電話での問い合わせは、右記の時間帯をお願いします。

9:15～12:00, 13:00～17:30

(土曜、日曜、祝祭日を除く)

6. 提出書類

Web申請手続きシステムにログイン後、フォーマットをダウンロードしてください。
フォーマットがないものはPDFにしてアップロードしてください。

7. 審査結果の通知

全ての申請者に対し4月初旬に採否、並びに採択金額を通知します。
審査内容についての説明には、一切応じませんので、予めご了承ください。

■ 「川づくり」とは

河川、流域で行われる河川に関わる事業（治水安全度を向上させるもの、河川環境の保全・創造を図るもの、利水安全度の向上や新規利水に対応するもの、河川の利用を促進させるもの等）や、人が河川、流域と係わる上で身につけなければならない智慧、知識、態度を涵養させる働きを「川づくり」といい、助成された調査・研究の成果が、これらの「川づくり」に対して、活用されることを期待しています。そのため、自然科学で求められる「真理の探究」は必要条件であって、現場に適用、応用され、「川づくり」が推進されるということが十分条件となります。

■ 「河川・水教育」とは

身近にありながら普段あまり意識されることのない水と、その水の働きにより形成される身近な自然の事物としての河川についての学びを、学校教育において意識的に活用することで、児童・生徒が、物事を関連付けながら概念を構築し、体系化した上で体得していく学習能力の向上に役立てる、また、河川や水を学びの対象とすることで、自らの言葉で他者とコミュニケーションをする能力向上や、自然を愛する情操も同時に育むことを目指す取り組みを「河川・水教育」あるいは「河川・水の学び」と呼びます。

河川や水は、理科や社会科等の多くの単元における学習内容に関連しており、それぞれの単元を学習する際に、河川や水の存在や役割に留意して指導することで、各単元の理解を深めるだけでなく、単元間あるいは教科横断的な学習内容の関連性の理解を自然に喚起する効果が得られると考えられます。また、総合的な学習の時間の探究課題としても適切な学習材です。

例として、第4学年の理科で学習する雨水の行方と地面の様子単元において、水は高い場所から低い場所へと流れて集まることを学びますが、このことから、起伏のある土地には、雨水を集める範囲があることまで理解を進めることができます。河川を流れる水を集めてくる範囲を流域として捉えることで、降雨と河川の水量を関係付けることが可能となる他、水害の発生機構の理解や、土地の成り立ちなど多くのことを学ぶことが可能となります。

目次

1	河川基金 助成一覧	2
2	助成案内	3
	研究者・研究機関部門	3
1	研究機関に対する助成	3
1-1	一般的助成	
1-2	緊急災害調査	
1-3	学術図書出版助成	
1-4	アウトリーチ活動A	
2	一般研究者に対する助成	7
2-1	一般的助成	
2-2	学術図書出版助成	
2-3	アウトリーチ活動B	
3	若手研究者に対する助成	11
3-1	一般的助成	
4	ジュニア研究者(クラブ活動)に対する助成	12
4-1	高等学校のクラブ活動	
4-2	中学校のクラブ活動	
5	審査基準	14
6	留意事項	15
3	申請手続き	16
4	申請手続きの留意事項	17
5	審査・決定及び通知	18
6	助成金の交付・額の確定	18
7	成果等の報告	18
8	成果の公表・発表等	19
9	助成金の交付決定の取り消し	19
	河川基金助成事業の流れ	21
	提出書類一覧	22
	提出書類(フォーマット見本)	23
	助成経費一覧	42
	告知	45



SAFETY
FIRST

安全最優先

川での体験活動や調査をする際には安全を最優先するために、必ず、

ライフジャケットを着用
してください。

詳しくは

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>



1 河川基金 助成一覧

助成部門	助成対象者	助成区分	期間	助成金額
研究者 研究機関	研究機関	一般的助成	1年	200万円まで (金額査定あり)
			2年	300万円まで (金額査定あり)
		緊急災害調査	1年	300万円まで (金額査定あり)
		学術図書出版助成	1年	100万円まで (金額査定あり)
		アウトリーチ活動A	1~2年	200万円まで (金額査定あり)
	一般研究者	一般的助成 (60歳未満の研究者)	1年	100万円まで
			2年	150万円まで
		学術図書出版助成	1年	100万円まで (金額査定あり)
	若手研究者	一般的助成 (35歳以下の研究者)	1~2年	60万円まで
			1~2年	100万円まで (金額査定あり)
	ジュニア研究者 (クラブ活動)	高等学校のクラブ活動	1年	30万円まで
		中学校のクラブ活動	1年	20万円まで

※ 「金額査定あり」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定いたします。

※ 緊急災害調査の申請のみメール受付(随時受付)となります。申請を検討される方は事務局までご相談ください。

[1] 河川基金 助成一覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

2 助成案内

研究者・研究機関部門

「川づくり」や河川管理への貢献が期待できる調査・研究(以下「調査・研究」と言う)を行う大学、高等専門学校、公益法人、地方公共団体、NPO法人、任意団体、企業、学校等の研究機関及びこれら研究機関に所属する研究者や学会団体に対し助成します。

その際、河川の現場を活用した調査・研究や、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究にも優先して助成を行います。

また理科系(工学、自然科学等)のみではなく、法学、経済学、社会学等を含む、文科系(社会科学、人文科学)、及び文理融合の調査・研究にも助成します。

小中高等学校等の教員で、学校教育の現場での「河川・水教育」についての調査・研究を行う「研究者」も歓迎します。

1 研究機関に対する助成

学会等団体が行う、流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」や河川管理に貢献するための様々な課題の調査・研究について助成します。

1-1 一般的助成

1. 助成対象者

大学、高等専門学校、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}

※ 研究機関において、複数の部署および複数の研究分野にまたがるようなテーマに対し、組織全体として横断的・統合的に取り組む調査・研究を実施するものを対象とします。一研究者が個人で、単に組織の名を借りて実施するものは対象となりません。

注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 対象テーマ

助成事業者の自由な発想に基づく以下のようなテーマについての調査・研究に対して助成を行います。研究内容に照らし、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

【生物系・水環境、その他環境系】

- ①水・物質循環、水環境
- ②生態系・景観などの河川環境、グリーンインフラ、ネイチャーポジティブ
- ③気候変動対応
- ④その他

【河川工学、その他理工系】

- ⑤水理・水文

テーマ一覧(続き)

- ⑥河道内の土砂水理現象、河道の制御、施設構造物の変状・被災
- ⑦内水・外水氾濫・水害対策、流域治水
- ⑧水資源、水に関するエネルギー
- ⑨河川管理に貢献するDX等先端技術の開発・導入
- ⑩その他

【人文社会系、文理融合型】

- ⑪河川・水教育(カリキュラム開発・教材開発等も含む)
- ⑫地域の歴史・文化・伝統
- ⑬川づくり・まちづくり
- ⑭法制度
- ⑮治水・利水・環境の経済効果
- ⑯「生物系・水環境、その他環境系」「河川工学、その他理工系」と人文社会系双方の視点を組み合わせることにより、新たな知見を得ることを目指した文理融合型の調査・研究
- ⑰その他

3. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は 2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間、または2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とします。
- ② 助成金額は、1年助成は200万円まで、2年助成は300万円までとします。

4. 留意事項

- ① 同じ研究テーマで昨年度から連続して申請する場合は、今回の申請内容との関係を明確に整理するとともに、発展させる内容が分かるように研究計画を作成し申請してください。
- ② 複数の部署および複数の研究分野にまたがるようなテーマに対し、組織全体として横断的・統合的に取り組む調査・研究であることが確認できるよう、関係する共同研究者を申請書に必ず記載してください。

1-2 緊急災害調査

河川基金の採択決定後に国内外において、甚大な水害、土砂災害、震災(ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの)や社会的に大きな影響を与える水難事故等が発生した場合など、河川事業をとりまく環境に大きな変化があった場合に学会等団体が緊急に行う調査・研究・広報等に対して助成を行います。なお助成申請については、災害発生時に随時受付します。

1. 助成対象者

大学、高等専門学校、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}

※ 組織全体として横断的・統合的に取り組む調査を実施するものを対象とします。一研究者が個人で、単に組織の名を借りて実施するものは対象となりません。

注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は災害が発生した年度内。
- ② 助成金額は300万円を上限とします。

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

3. 留意事項

- ① 単に災害状況の調査に留まらず、この災害を教訓として、今後の防災に向けた提言をアウトプットとして取りまとめてください。
- ② 現地調査終了後、調査活動の概要、災害の教訓などについて、現地での報道等への対応に努めてください。
- ③ 調査成果を広く一般に還元するため、調査終了後、関係方面へ提言を提出するとともに、国内での水害等の場合には被災県の県庁所在地などで、一般市民等を対象にした調査報告会を開催し、災害の教訓を周知してください。
- ④ 災害調査・記者発表・報告会にあたっては、河川基金の助成を受けている旨を明示すると共に、関係論文の執筆においても、助成を受けた旨を付言してください。
- ⑤ 成果報告書提出時には、成果報告書として調査団等でまとめた報告書を提出してください。なお、提出いただいた報告書は河川財団のホームページ等で広く一般にお知らせすることを基本とします。

1-3 学術図書出版助成

これまでの河川基金助成事業により得られた研究成果を、広く一般に公開するために刊行しようとする「学術図書」、及びその成果を一般市民にわかりやすく説明する「普及図書」の出版に対して助成を行うものです。河川基金による研究成果の一部または全部が学術図書または普及図書として刊行され、市販されることが大きな公益性が見込まれるものを対象とします。

1. 助成対象者

大学、高等専門学校、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}

※ 一研究者が個人で、単に組織の名を借りて実施するものは対象となりません。

注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間。
- ② 助成金額は100万円までとします。

3. 留意事項

- ① 日本語による出版に限ります。
- ② 研究が既に終了しており、完成原稿がすでにあるものに限ります。
- ③ 助成は直接出版経費(編集・印刷・用紙・製本代、印税[原稿料]・宣伝・販売費などの間接費は含まない)に対する見込販売収入(予定税込書店卸価格)の不足額の範囲内の金額とします。
- ④ 以下に該当するものは学術図書出版の助成の対象とはなりません。
 - a. 市販しないもの
 - b. 大学等の研究機関、法人、団体が自ら刊行すべきもの

- ⑤ 学術図書出版の刊行は無印税とし、著者・編者・著作権者は利益を一切受けることはできません。
- ⑥ 出版される書籍の扉(標題紙)の裏に「本書は、公益財団法人河川財団の運営する河川基金の助成を受けて出版されたものである。」との文章と河川基金のロゴマークを記載してください。
- ⑦ 助成事業者と出版社の間で以下の項目について取り決めた契約書または覚書等を結びその写しを添付してください。
- ・直接出版経費の金額についての出版社と助成事業者の負担割合及び支払方法等
 - ・予定税込書店卸価格
 - ・印刷部数と販売部数
 - ・著者・編者・著作権者は、利益を一切受けることない旨の取り決め
 - ・確実に市販される旨の確認
 - ・その他
- ⑧ その他添付書類
- ・出版社等が発行した直接出版経費の見積書
 - ・出版図書の目次
- ⑨ **完成原稿は申請書提出期限(2025年11月14日消印有効)までに事務局へ別途お送りください。**
- ※ 「完成原稿」とは、出版社等へ渡して印刷製本作業に取りかけられる原稿を言います。「完成原稿」については、訂正もしくは校正作業と考えられるものを除き、助成事業申請後、出版物の標題、著者・編者、原稿の修正を行うことは原則できません。(不採択の場合、「完成原稿」の返却を希望する方については、返却いたします。)

1-4 アウトリーチ活動A

研究機関自らが実施した河川に関する調査・研究成果を広く社会に発信し、一般市民、大学生、高校生、中学生、小学生がその成果に興味・関心を持ち、理解を深めることを目的として実施する公開セミナー、出前事業、高大連携授業などの活動に助成を行います。

1. 助成対象者

大学、高等専門学校、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}

※ 一研究者が個人で、単に組織の名を借りて実施するものは対象となりません。

注) 「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間、または2026年4月1日から2028年3月31日の2年間とします。
- ② 助成金額は、助成期間によらず200万円までとします。

3. 留意事項

- ① 参加者総数のうちの概ね半分以上が一般市民、大学生、高校生、中学生、小学生であることが条件となります。申請の際には、参加予定者総数とそ

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査、決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

のうちの一般市民及び生徒等の参加予定者数を必ず記載してください。主となる活動の実施後速やかに参加者のリスト(参加者の所属、氏名分かるもの)を提出していただきます。提出された資料で上記条件が満たされていることが確認できない場合または参加者リストが未提出の場合には、当該申請者の翌年度の申請は受け付ません。

※ 一般市民とは、日常の業務や研究活動が当該アウトリーチ活動により発信する河川に関する調査・研究成果とかかわりが無い方を指します。

② 普及を図ろうとする河川に関する調査・研究成果の内容と一般市民や次世代を担う生徒等の参加を促す工夫を重視します。

※ 申請者の組織及び申請研究関係者を主な対象としたアウトリーチ活動は助成の対象となりません。

また、当該研究分野の研究者・大学院生や行政・民間企業等の実務者を主な対象とした、国際会議・学術講演会・研究発表会・シンポジウム・ワークショップなども「アウトリーチ活動A」の対象になりません。

※ 一般市民などが対象であっても、調査・研究の成果が申請者自らが実施した調査・研究成果ではない場合や普及を図ろうとする調査・研究の成果が曖昧で、一般的な広報・啓発イベントとなっているものも助成の対象となりません。

③ 過年度(過去5年以内)アウトリーチ活動に採択された経験をもつ場合には、前回の活動内容や成果との関係及び進歩、発展させた点を明示してください。

④ タイトルや内容が、一般市民または生徒等にとって理解しやすく関心を持てるようなものとなるように工夫してください。

⑤ 活動の目的や成果が、どのように「川づくり」に貢献するのかを明確に記載してください。

2 一般研究者に対する助成

下記の研究機関等に所属する研究者が行う、流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、内容、手段、方法も含め、助成事業者の方々の自由な発想に基づき実施される、「川づくり」や河川管理に貢献するための様々な課題の調査・研究について助成します。

2-1 一般的助成

1. 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する研究者
- ② 地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}に所属する研究者
注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。
- ③ ①もしくは②に該当する研究者のうち、満60歳未満の研究者(共同研究者も含む)(2026年3月31日時点)

2. 対象テーマ

助成事業者の自由な発想に基づく以下のようなテーマについての調査・研究に対して助成を行います。研究内容に照らし、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

【生物系・水環境、その他環境系】

- ①水・物質循環、水環境
- ②生態系・景観などの河川環境、グリーンインフラ、ネイチャーポジティブ
- ③気候変動対応
- ④その他

【河川工学、その他理工系】

- ⑤水理・水文
- ⑥河道内の土砂水理現象、河道の制御、施設構造物の変状・被災
- ⑦内水・外水氾濫・水害対策、流域治水
- ⑧水資源、水に関するエネルギー
- ⑨河川管理に貢献するDX等先端技術の開発・導入
- ⑩その他

【人文社会系、文理融合型】

- ⑪河川・水教育(カリキュラム開発・教材開発等も含む)
- ⑫地域の歴史・文化・伝統
- ⑬川づくり・まちづくり
- ⑭法制度
- ⑮治水・利水・環境の経済効果
- ⑯「生物系・水環境、その他環境系」「河川工学、その他理工系」と人文社会系双方の視点を組み合わせることにより、新たな知見を得ることを目指した文理融合型の調査・研究
- ⑰その他

3. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間、または2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とします。
- ② 助成金額は、1年助成は100万円まで、2年助成は150万円までとします。

4. 留意事項

- ① 同じ研究テーマで昨年度から連続して申請する場合は、今回の申請内容との関係を明確に整理するとともに、発展させる内容が分かるように研究計画を作成し申請してください。
- ② **学生については博士課程後期の方のみ助成対象者となります。**この場合は、指導教官(教授又は准教授)の了承を得たことが証明できるものとして、指導教官が署名及び押印をした「了承証明書」を提出してください。

2-2 学術図書出版助成

これまでの河川基金助成事業により得られた研究成果を、広く一般に公開するために刊行しようとする「学術図書」、及びその成果を一般市民にわかりやすく説明する「普及図書」の出版に対して助成を行うものです。河川基金助成事業(研究者・研究機関部門)による研究成果がその内容の一部又は全部である学術図書または普及図書として刊行し、市販されるもので大きな公益性が見込まれるものが対象となります。

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

1. 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する研究者
- ② 地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}に所属する研究者
注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間。
- ② 助成金額は100万円までとします。

3. 留意事項

- ① 日本語による出版に限ります。
- ② 研究が既に終了しており、完成原稿がすでにあるものに限ります。
- ③ 助成は直接出版経費(編集・印刷・用紙・製本代などの直接経費に限り、印税〔原稿料〕・宣伝・販売費などの間接費は含まない)に対する見込販売収入(予定税込書店卸価格)の不足額の範囲内の金額とします。
- ④ 以下に該当するものは学術図書出版の助成の対象とはなりません。
 - a. 市販しないもの
 - b. 大学等の研究機関、法人、団体が自ら刊行すべきもの
- ⑤ 学術図書出版の刊行は無印税とし、著者・编者・著作権者は利益を一切受けることはできません。
- ⑥ 出版される書籍の扉(標題紙)の裏に「本書は、公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けて出版されたものである。」との文章と河川基金のロゴマークを記載してください。
- ⑦ 助成事業者と出版社の間で以下の項目について取り決めた契約書または覚書等を結びその写しを添付してください。
 - ・直接出版経費の金額についての出版社と助成事業者の負担割合及び支払方法等
 - ・予定税込書店卸価格
 - ・印刷部数と販売部数
 - ・著者・编者・著作権者は、利益を一切受けることない旨の取り決め
 - ・確実に市販される旨の確認
 - ・その他
- ⑧ その他添付書類
 - ・出版社等が発行した直接出版経費の見積書
 - ・出版図書の目次
- ⑨ **完成原稿は申請書提出期限(2025年11月14日消印有効)までに事務局へ別途お送りください。**
 - ※ 「完成原稿」とは、出版社等へ渡して印刷製本作業に取りかけられる原稿を言います。「完成原稿」については、訂正もしくは校正作業と考えられるものを除き、助成事業申請後、出版物の標題、著者・编者、原稿の修正を行うことは原則できません。(不採択の場合、「完成原稿」の返却を希望する方については、返却いたします。)

2-3 アウトリーチ活動B

研究者自らが実施した河川に関する調査・研究成果を広く社会に発信し、一般の方々がその成果に興味・関心を持ち、理解を深めることを目的として実施する公開セミナー、出前授業、高大連携授業などの活動に助成を行います。

「アウトリーチ活動B」は、60歳以上の研究者も対象としています。研究者が有している知識、技術を、一般市民や生徒等を対象に分かりやすく説明し、河川や水に関する研究への理解を深めてもらうという助成事業の趣旨から、年齢制限は設けておりません。アウトリーチ活動に日頃取り組まれている、あるいはこれから取り組もうとする研究者の皆さまの積極的なご応募をお待ちしております。

1. 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する研究者
- ② 地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}に所属する研究者

注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。

2. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間、または2026年4月1日から2028年3月31日の2年間とします。
- ② 助成金額は、助成期間によらず100万円までとします。

3. 留意事項

- ① アウトリーチの対象者は、申請者が所属する組織とは関係のない一般市民及び大学生、高校・中学・小学校等の生徒・児童とします。参加者総数のうちの半分以上がこれらの方々であることが条件となります。申請の際には、参加予定者総数とそのうちの一般市民及び生徒等の参加予定者数を必ず記載してください。なお完了報告の際には、実際の参加者のリスト(参加者の所属、氏名の分かるもの)を提出していただきます。完了報告の際に、上記条件が満たされていることが確認できない場合(参加者リストが未提出の場合も含む)にはその後の採択は見送られます。
 - ※ 一般市民とは、日常の業務や研究活動が当該アウトリーチ活動により発信する河川に関する調査・研究成果とかかわりがない方を指します。
- ② 普及を図ろうとする河川に関する調査・研究成果の内容と一般市民や次世代を担う生徒等の参加を促す工夫を重視します。
 - ※ 申請者が所属する組織及び申請研究の関係者を主な対象としたアウトリーチ活動は助成の対象にはなりません。
 - また、当該研究分野の研究者・大学院生や行政・民間企業等の実務者を主な対象とした、国際会議・学術講演会・研究発表会・シンポジウム・ワークショップなどは「アウトリーチ活動B」の対象になりません。
 - ※ 一般市民等が対象であっても、調査・研究の成果が申請者自らが実施した調査・研究成果でない場合や普及を図ろうとする調査・研究成果が曖昧で、一般的な広報・啓発イベントとなっているものも助成の対象になりません。
- ③ 過年度(過去5年以内)アウトリーチ活動に採択された経験をもつ場合には、前回の活動内容や成果との関係及び進歩、発展させた点を明示してください。
- ④ タイトルや内容が、一般市民及び生徒等にとって理解しやすく関心を持てるようなものとなるように工夫してください。

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

- ⑤ 活動の目的や成果が、どのように「川づくり」に貢献するのかを明確に記載してください。

3 若手研究者に対する助成

研究経験の少ない若手研究者に対して幅広く研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように、若手研究者の研究に対し、優先的に助成を行います。

3-1 一般的助成

1. 助成対象者

- ① 大学・高等専門学校等に所属する研究者^(※1)
- ② 地方公共団体、独立行政法人、公益法人、一般法人、民間企業、河川協力団体、NPO法人、任意団体、学校等^{注)}に所属する研究者
注)「学校」とは、河川基金助成事業・学校部門で助成対象としている幼稚園、保育所、認定こども園等及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等です。
- ③ ①もしくは②に該当する研究者のうち、これまで河川基金の助成を受けた回数が3回未満である若手研究者^(※2)

※1 若手研究者とは、共同研究者も含めて35歳以下(2026年3月31日時点)の研究者とします。

※2 これまでに3回以上採択された研究者は年齢にかかわらず、一般研究者の「一般的助成」に申請してください。

2. 対象テーマ

助成事業者の自由な発想に基づく以下のようなテーマについての調査・研究に対して助成を行います。研究内容に照らし、最も関連の深いテーマを選択してください。

テーマ一覧

【生物系・水環境、その他環境系】

- ①水・物質循環、水環境
- ②生態系・景観などの河川環境、グリーンインフラ、ネイチャーポジティブ
- ③気候変動対応
- ④その他

【河川工学、その他理工系】

- ⑤水理・水文
- ⑥河道内の土砂水理現象、河道の制御、施設構造物の変状・被災
- ⑦内水・外水氾濫・水害対策、流域治水
- ⑧水資源、水に関するエネルギー
- ⑨河川管理に貢献するDX等先端技術の開発・導入
- ⑩その他

【人文社会系、文理融合型】

- ⑪河川・水教育(カリキュラム開発・教材開発等も含む)
- ⑫地域の歴史・文化・伝統
- ⑬川づくり・まちづくり
- ⑭法制度
- ⑮治水・利水・環境の経済効果
- ⑯「生物系・水環境、その他環境系」「河川工学、その他理工系」と人文社会系双方の視点を組み合わせることにより、新たな知見を得ることを目指した文理融合型の調査・研究
- ⑰その他

3. 助成期間及び助成金額

- ① 助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間、または2026年4月1日から2028年3月31日までの2年間とします。
- ② 助成金額は、助成期間によらず60万円までとします。

4. 留意事項

- ① 若手研究者が、一般研究者の「一般的助成(60歳未満の研究者)」に応募することは可能です。ただし、その場合は若手研究者として取扱いませのでご注意ください。
- ② 若手研究者の年齢制限は共同研究者にも適用されます。共同研究者に指導教官等、年齢制限を超える方がいるために不採択になる事例が散見されますので、十分ご注意ください。なお、若手研究者が35歳を超える指導教官等と共同で研究するのではなく、その指導を受けて研究を行うことは問題ありません。
- ③ 学生については2026年4月に博士課程後期である方のみ助成対象者となります。この場合は、指導教官(教授又は准教授)の了承を得たことが証明できるものとして、指導教官が署名及び押印をした「了承証明書」を提出してください。
- ④ 同じ研究テーマで昨年度から連続して申請する場合は、今回の申請内容との関係を明確に整理するとともに、発展させる内容が分かるように研究計画を作成し申請してください。

4 ジュニア研究者(クラブ活動)に対する助成

高等学校、中学校のクラブ(部)活動において、高校生、中学生のジュニア研究者の自由な発想に基づき、川や水や流域に関する様々なテーマについて探究する調査・研究に対して助成を行います。

4-1 高等学校のクラブ活動

1. 助成対象者

高校生がジュニア研究者として、クラブ(部)活動を行う高等学校等

2. 対象テーマ

高校生がジュニア研究者として、高等学校のクラブ(部)活動において行う川や水や流域に関する調査・研究に対して助成を行います。対象テーマの例を以下に示します。

研究テーマの例

- ① 水循環
- ② 川の水量・水質等の水環境
- ③ 水の流れと地形
- ④ 川にすむ生物
- ⑤ 川や水の歴史・文化・伝統
- ⑥ 川と地域社会の係わり
- ⑦ 地域の洪水対策、水利用、水質汚濁対策
- ⑧ 気候変動と水災害・水資源・水環境
- ⑨ その他、川や水や流域をテーマにした研究

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

3. 助成期間及び助成金額

助成期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とします。
助成金額は30万円までとします。

4. 留意事項

- ① クラブ活動担当顧問教諭を連絡担当者とし、**学校長が申請代表者**として申請してください。
- ② ジュニア研究者(クラブ活動)助成においては、生徒が主体的に行う研究を対象とします。生徒の主体性が損なわれないよう指導をお願いします。
- ③ 申請書類及び報告書類の作成、当財団との事務手続き等は、担当顧問の教諭(連絡担当者)が行ってください。**報告書のうち、「研究レポート」の作成は生徒が行ってください。**
- ④ 今後の研究活動に役立てていただくため、採否の通知の際に、選考委員会からの助言をお伝えします。

4-2 中学校のクラブ活動

1. 助成対象者

中学生がジュニア研究者として、クラブ(部)活動を行う中学校等

2. 対象テーマ

中学生がジュニア研究者として、中学校のクラブ(部)活動において行う川や水や流域に関する調査・研究に対して助成を行います。対象テーマの例を以下に示します。

研究テーマの例

- ① 水循環
- ② 川の水量・水質等の水環境
- ③ 水の流れと地形
- ④ 川にすむ生物
- ⑤ 川や水の歴史・文化・伝統
- ⑥ 川と地域社会の係わり
- ⑦ 地域の洪水対策、水利用、水質汚濁対策
- ⑧ 気候変動と水災害・水資源・水環境
- ⑨ その他、川や水や流域をテーマにした研究

3. 助成期間及び助成金額

助成期間は2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とします。
助成金額は20万円までとします。

4. 留意事項

- ① クラブ活動担当顧問教諭を連絡担当者とし、**学校長が申請代表者**として申請してください。
- ② ジュニア研究者(クラブ活動)助成においては、生徒が主体的に行う研究を対象とします。生徒の主体性が損なわれないよう指導をお願いします。
- ③ 申請書類及び報告書類の作成、当財団との事務手続き等は、担当顧問の教諭(連絡担当者)が行ってください。**報告書のうち、「研究レポート」の作成は生徒が行ってください。**

- ④ 今後の研究活動に役立てていただくため、採否の通知の際に、選考委員会からの助言をお伝えします。

5 審査基準

1 研究機関、一般研究者及び若手研究者

研究機関、一般研究者及び若手研究者の河川基金の採択にあたっては、下記の項目について、総合的に審査を行います。

1. 目的

- ・ 研究の目的が明確であり、「川づくり」における課題を踏まえたものであるか

2. 成果

- ・ 目指す成果の形(成果目標)が明らかであるか
- ・ 「川づくり」に研究の成果を活用することが期待できるか

3. 内容

- ・ 成果を得るまでのプロセスに論理的矛盾がなく、具体的かつ実施時期が適切であるか
- ・ 同じ研究テーマで昨年度から連続して申請する場合、今回申請内容との関係が明確に整理され、かつ、発展した内容となっているか

4. 研究の優位性

- ・ 既存の研究や取り組みに比べ、独自性、新規性等の観点で優れている点があるか
- ・ 萌芽的な調査・研究または今後の発展が期待できる調査・研究か

5. その他

- ・ 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

2 ジュニア研究者

高等学校及び中学校のクラブ活動に対する助成の採択にあたっては、下記の項目について、総合的に審査を行います。

1. 目的

- ・ 研究の目的が明確で、河川等との係わりが明示されているか

2. 成果

- ・ 研究で目指す成果の形(成果目標)が明らかであるか
- ・ 「川づくり(河川等をよくすること)」に対する成果の活用が期待できるか

3. 内容

- ・ 生徒が主体となった研究計画であるか、生徒に主体性をもたせるための工夫があるか
- ・ 調査・研究の実施内容、成果を得るまでのプロセスや方針に無理や論理的矛盾がなく、実施時期が適切であるか。

4. その他

- ・ 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

6 成果の発表と表彰

- ① 助成事業の成果を広く周知し社会に還元するとともに、「川づくり」に関する調査研究のさらなる発展と助成事業の一層の充実を図るため、研究者・研究機関部門の全ての助成事業者は、「河川基金研究成果発表会」で発表していただきます。（学術図書出版助成を除く）
- ② 報告された成果は評価を行い、優秀成果については、表彰を行う予定です。なお、過去2年間に表彰された研究者（ジュニア研究者は除く）の研究成果は、評価が優秀であっても原則表彰は行いません。ただし、過去の表彰時とは異なる時宜を得たテーマの研究は表彰対象になることがあります。

7 留意事項

1 助成の対象とならない研究

次の研究は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 単にデータの収集を行う調査
- ② 外国の河川等の現地調査を目的とした研究^(※)
- ③ 商品・役務の開発・販売を直接の目的とする研究
- ④ 業として行う受託調査・受託研究
- ⑤ 既製品の研究機器の購入を目的とする研究
- ⑥ 委託費が大半を占める研究

※国内で、外国の河川等を対象に研究することはできますが、その成果がわが国の川づくりに反映されるものであることが必要です。また、外国への旅費や外国での調査に関する活動費は助成の対象となりません。（緊急災害調査による海外渡航を除く）

2 留意事項

- ① 原則として、同一申請者による複数の申請はできません。
- ② 一般的助成及びアウトリーチ活動A、Bは、助成期間（1年または2年）を申請時に選択していただきます。ただし、助成決定後の期間の変更はできません。
- ③ 連続しての応募はできます。ただし、助成期間を2年間で申請し採択された場合は、2年目にあたる年度の募集への申請はできません。
- ④ 大学の「間接経費（事務処理経費）」は助成事業費には含まれておりませんのでご注意ください。
- ⑤ 川や水辺での調査・研究活動については、安全を最優先するため、必ずライフジャケットの着用を前提として計画してください。

申請手続きの詳細については、P16以降の『申請手続き』についてよく読んで申請してください。

3 申請手続き

1 申請の方法

- ① 当財団のホームページからオンラインで申請してください。電子メール、郵送、持参では受けませんのでご注意ください。
- ② 提出書類等
 - 申請者及び申請者等の所属する機関・団体によって、P22の表のように、提出することが義務付けられている書類があります。
 - 提出書類はWeb申請手続きシステムよりダウンロードして作成してください。必要な提出書類が不足した場合は「審査対象外」になりますので、ご注意ください。
 - 一度提出いただいた申請書の差し替えや提出書類の追加は11月10日までは対応いたします。事務局へお問い合わせください。それ以降は一切応じられませんのでご注意ください。

2 申請期限

2025年**11月14日(金) 18:00** 厳守

■Web申請手続きシステム

Web申請手続きシステムは、11月14日18:00 に閉鎖します。

- ※ 上記の時刻を過ぎると受け付け出来ません。時間に余裕をもって申請してください。
- ※ 募集要項、Web申請手続きシステムご利用マニュアルは、河川財団ホームページよりダウンロードしてください。

3 問い合わせ先



公益財団法人

河川財団

電話：03-5847-8303

E-mail：kikin-toi@kasen.or.jp

担当：公益財団法人河川財団 基金事業部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル2階

電話での問い合わせは、下記の時間帯をお願いします。

9:15～12:00, 13:00～17:30(土曜、日曜、祝祭日を除く)

河川財団ホームページ

<https://www.kasen.or.jp/>



[1] 河川基金 助成要項

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

4 申請手続きの留意事項

助成事業の申請にあたり、以下に留意事項を列記しますので、参考にしてください。過去の申請では、必要な書類が未提出のため審査対象外になったケースも見受けられます。

1 申請部門は正しいものを選んでください。

- ① 研究者・研究機関部門
- ② 川づくり団体部門
- ③ 学校部門(河川・水教育助成)

の3部門があります。申請部門によって記載事項が異なりますので、間違いのないように申請部門を選んでください。

2 必要な書類は全て添付してください。

必要な提出書類がないと書類不備として審査対象外になります。

3 申請者についてご確認ください。

研究者・研究機関部門の場合には、申請者はそれぞれ研究者個人・研究機関代表者となっています。研究者(一般研究者、若手研究者)の場合、共同研究者は申請者ではありませんので、ある申請の共同研究者になっていても、別の案件の申請は可能です。

4 研究内容に見合った申請金額で申請してください。

資金計画を立てる際、巻末P42～P44の「助成経費一覧」を踏まえたものにしてください。また、助成期間中(1年間または2年間)の一つの費目の合計が、助成金額全体の50%を超えないようにしてください。

※ 研究内容の特性等により、やむを得ず一つの費目が助成金額全体の50%を超える場合は、その理由を申請書に記入してください。ただし、申請の内容や理由によっては、審査の結果、不採択となる場合もあります。

5 同一助成部門における同一申請者による複数申請はできません。 (一部例外を除く)

同一助成部門において複数申請がある場合は、申請したもの全てが審査対象外となります。ただし例外として、「研究者・研究機関部門」の「一般的助成」「緊急災害調査」と同時に、「学術図書出版助成」「アウトリーチ活動A」「アウトリーチ活動B」を同一申請者がその両方に申請することは可能です。

6 助成期間を2年間で申請し採択された場合は、2年目にあたる年度の募集への申請はできません。

7 申請期間について確認してください。

8 2年間で助成を受ける場合、助成金は1年間の場合と同様に、初年度に前払い金をお支払いし、残金は完了払いとすることができます。大学等の経理上問題がないかご確認をお願いします。なお、採択後の変更はできませんので、十分ご注意ください。

5 審査・決定及び通知

- ① 採否は、有識者により構成される選考委員会での審査に基づき決定いたします。
- ② 採否の通知は、全ての申請者に対して、**4月初旬に連絡担当者住所へ送付**いたします。
- ③ 審査過程および審査結果の説明については、一切応じられませんのでご了承ください。
- ④ 提出された申請書、添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
- ⑤ 過去に助成を受けた方で、助成事業後に提出すべきものを期限までに提出されなかった方については採択いたしません。

6 助成金の交付・額の確定

- ① 助成額が「〇〇万円まで」と表記された助成区分については、申請金額と同額を助成する「定額助成」となります。当該助成区分で定められた助成額の範囲内であれば、任意の金額で申請可能です。
たとえば、助成額「100万円まで」の助成区分では、100万円以下の金額で申請をすることができます。なお採択となった場合は、申請金額と同額での助成となります。
- ② 助成額が「金額査定あり」と表記された助成区分については、財団において申請金額を査定したうえで、助成額を決定します。
- ③ 大学等の間接経費(事務処理費)は含まれておりませんのでご注意ください。
- ④ 助成金の交付は請求に基づき完了払いを原則とします。ただし、請書提出と同時に(4月30日まで)に前払い請求があった場合には前金払いをいたします。
採択金額が150万円を超える場合、前金払いとして請求できる金額は採択金額の80%までとなります。
なお、前年度の報告書が未提出の場合は、前金払いは出来ませんので、ご注意ください。
- ⑤ 申請者からの報告書提出後、当財団が提出された実績報告書の内容審査、並びに費用の証票、帳簿等の審査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。

7 成果等の報告

- ① 2026年度助成事業の期間は、助成期間1年の場合は
2026年4月1日から2027年3月末日までです。
- ② 助成事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を遅滞なく報告してください。
(提出締切：2027年4月30日消印有効)
また、「緊急災害調査」について、助成決定から 2027年4月30日までの期間が6か月より短い場合においては、報告期限を助成決定日の7か月後とします。
- ③ 外国語の報告書は受けませんので、日本語で報告書を作成してください。
- ④ 助成事業の報告書は所定の様式で提出してください。
- ⑤ 申請当初の研究計画から大きく変更が生じた場合は、事務局にご相談ください。

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付・額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

⑥ 決算報告書について

成果の報告と共に経費の報告である決算報告書を提出いただきます。決算報告書に記載する経費全てのレシート(コピー)又は振込を証明する書類(コピー)を提出してください。(機関の委任経理金扱いとする場合のみ、委任経理簿を提出いただくため、レシートの提出は不要です)

8 成果の公表・発表等

- ① 当財団が開催する、助成事業の成果発表会へのご協力をお願いします。なお、研究者・研究機関部門(学術図書出版助成を除く)の全ての助成事業者は、研究終了年の7月下旬から8月に開催予定の成果発表会で発表をしていただきます。
- ② 助成事業による成果にかかる著作権や特許権などは、特に定めない限り助成を受けた機関・団体・研究者に帰属します。当財団はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当財団のホームページなどで公表できるものとします。ただし、論文投稿等の理由から閲覧・公表を希望しない場合は、事務局へご相談ください。個別対応をさせていただきます。
- ③ 助成事業の成果を公表するときは、その旨(方法、内容等)を報告してください。
- ④ 研究者・研究機関部門の助成事業者が成果を学術誌、雑誌等に投稿する場合は、「公益財団法人河川財団の運営する河川基金の助成を受けている」旨を論文の謝辞等に記述してください。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の法令及び関係法令を遵守し、助成事業の運営のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

9 助成金の交付決定の取り消し

1 助成金の交付決定の取り消し

申請者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
- ② 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- ③ 助成活動の遂行が助成金交付の決定の内容に違反していると認められる場合
- ④ 報告書の提出が3か月以上遅れた場合
- ⑤ 報告書の内容に知的財産権の侵害行為があった場合
- ⑥ その他、助成事業に関して助成の決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合

2 助成金の返還

助成金の交付の決定の全部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の全額を返還していただきます。また、助成金の交付の決定の一部を取り消した場合で、すでに助成金が交付されている時は、助成金の取り消しにかかわる部分を返還していただきます。

3 加算金及び延滞金

- ① 助成金の返還を命じられたときには、その命令にかかる助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金を当財団へ納付していただきます。
- ② 助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内としています。返還期限までに納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を当財団へ納付していただきます。

4 次年度以降の採択の取り扱い

申請者の事業が、仮に次年度に採択になっていた場合は、その採択は取り消します。その際の助成金の返還については、上記 **2**、**3** に準じます。

[1] 河川基金 助成費

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

河川基金助成事業の流れ

募 集

募集期間

2025年10月1日9:00 ~ 11月14日18:00

結 果

採択通知発送(郵送)

2026年4月初旬

活動期間

1年助成の場合

2026年4月1日~2027年3月31日まで

助 成 金

前金払いの申請(希望する方)

2026年4月30日まで受付

報 告

1年助成の場合

2027年4月30日までに報告書一式を提出

発 表 会

研究者・研究機関部門発表会 2026年度助成者対象

2027年夏季に東京にて開催予定

研究者・研究機関部門 提出書類一覧

●印はダウンロードフォーマットあり

助成対象者助成区分	所属	申請書	必要経費	定款または登記簿謄本※1	資力及び信用に関する資料	団体役員名簿	機関からの申請承認証	代表者住所証明書	申請者在籍証明書	指定書の写し※2	了承証明書※3	認定地縁団体証明書※4	完成原稿※5	出版社からの書類
研究機関 一般的助成 緊急災害調査 アウトリーチ活動A	大学・高等専門学校、独立行政法人	●	●				○							
	地方公共団体	●	●				○							
	公益法人・一般法人	●	●	○	○	●	○							
	民間企業	●	●	○	○	●								
	河川協力団体、NPO法人	●	●	○	○	●				河川協力団体の場合				
	任意団体	●	●	○	○	●		○				認定地縁団体の場合		
	学校	●	●				○							
研究機関 学術図書出版助成	大学・高等専門学校、独立行政法人	●	●				○						○	○
	地方公共団体	●	●				○						○	○
	公益法人・一般法人	●	●	○	○	●	○						○	○
	民間企業	●	●	○	○	●							○	○
	河川協力団体、NPO法人	●	●	○	○	●				河川協力団体の場合			○	○
	任意団体	●	●	○	○	●		○				認定地縁団体の場合	○	○
	学校	●	●				○							
一般研究者 一般的助成 アウトリーチ活動B	大学・高等専門学校、独立行政法人	●	●						○					
	地方公共団体	●	●						○					
	公益法人・一般法人	●	●	○					○					
	民間企業	●	●	○					○					
	河川協力団体、NPO法人	●	●	○				○	○	河川協力団体の場合				
	任意団体	●	●	○				○	○			認定地縁団体の場合		
	学校	●	●						○					
一般研究者 学術図書出版助成	大学・高等専門学校、独立行政法人	●	●						○				○	○
	地方公共団体	●	●						○				○	○
	公益法人・一般法人	●	●	○					○				○	○
	民間企業	●	●	○					○				○	○
	河川協力団体、NPO法人	●	●	○				○	○	河川協力団体の場合			○	○
	任意団体	●	●	○				○	○			認定地縁団体の場合	○	○
	学校	●	●						○				○	○
若手研究者 一般的助成	大学・高等専門学校、独立行政法人	●	●						○		学生の場合			
	地方公共団体	●	●						○					
	公益法人・一般法人	●	●	○					○					
	民間企業	●	●	○					○					
	河川協力団体、NPO法人	●	●	○				○	○	河川協力団体の場合				
	任意団体	●	●	○				○	○			認定地縁団体の場合		
	学校	●	●						○					
ジュニア研究者 高等学校のクラブ活動 中学校のクラブ活動	高等学校	●	●											
	中学校	●	●											

- ※1 任意団体の場合、意思決定の方法、会計、役職員の資格、任期、情報公開等について記載のある規約等。
- ※2 河川法(昭和39年 法律第167号)第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体。
- ※3 指導教官より河川基金助成を申請することの許可を得てください。「了承証明書」についての様式はありません。(フォーマット見本あり)
- ※4 自治会、町内会等、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づく団体・組織で、市町村長の認可を受けた団体・組織。
- ※5 「完成原稿」は、応募締め切りまでに事務局へ送付してください。
- ★ 高額な器具・備品等については、理由書の提出が必要となります。助成経費一覧でご確認ください。

- 資力及び信用に関する資料…直近の貸借対照表、収支計算書等
- 代表者住所証明書……………住民票、印鑑証明、運転免許証の写し、健康保険証の写し等
- 申請者在籍証明書……………所属機関が発行した在籍証明書、職員証、社員証の写し等、所属機関に在籍していることを証明する書類
- 出版社からの書類……………見積書、覚書など

[1] 河川基金 助成費
 [2] 助成案内
 [3] 申請手続き
 [4] 申請手続きの留意事項
 [5] 審査・決定及び通知
 [6] 助成金の交付額の確定
 [7] 成果等の報告
 [8] 成果の公表・発表等
 [9] 助成金の交付決定の取り消し
 提出書類

提出書類

フォーマット見本

1 Web申請手続きシステムで入力

2 提出書類 ※指定の様式をダウンロードして作成

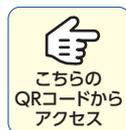
- 2-① 研究機関
- 2-② 一般研究者・若手研究者
- 2-③ 学術図書出版
- 2-④ アウトリーチ活動
- 2-⑤ ジュニア研究者
- 2-⑥ 必要経費(各助成区分共通)
- 2-⑦ 購入理由書
- 2-⑧ 団体役員名簿(申請者が研究機関の場合作成)

3 提出書類 — 添付書類 ※任意の様式で作成

- 3-① 機関からの申請承認証(申請者が研究機関の場合)
- 3-② 了承証明書(若手研究者:博士課程後期の学生)

※ 提出書類は、Web申請システムよりダウンロード可能となっています。
提出書類は必ず当該年度のものを使用してください。
所要の提出書類が提出されていない場合、審査対象外となりますのでご注意ください。

河川財団ホームページ
<https://www.kasen.or.jp/>



1 Web申請手続きシステムで入力

※【申請概要】の文字数について

200文字以内での入力をお願いいたします。200文字を超えると、申請システムにより「保存」のボタンがクリックできなくなります。

申請ID	E260224	助成番号	
申請事業名	河川生物に関する研究	申請年度	2026
助成部門	研究者・研究機関	申請日	2025年10月14日
助成対象者	一般研究者	助成区分	一般的助成（60歳未満の研究者）（5211）

申請概要	
申請金額	1,000,000円
採択金額	0円
助成期間	1年度
所属機関 法人格	国立大学法人
所属機関名	○×大学
所属機関名（かな）	まるばつだいがく
河川協力団体	無
メールアドレス	○×○×@kasen.or.jp
申請概要	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキスト
申請テーマ	水・物質循環、水環境
対象とする水系	荒川水系
対象とする河川名	荒川
（どこで河川基金助成を知りましたか？）	大学より研究助成の案内があったため。

申請者概要	
氏名	河川 太郎
ふりがな	かせん たろう
職名	教授
生年月日	1966-04-30
性別	男性
郵便番号	000-0000
住所	東京都○×区○×町1-2-3

申請団体情報	
電話番号	03-0000-0000
携帯電話	090-0000-0000
FAX	03-0100-0000
メールアドレス	○×○×@kasen.or.jp

申請団体	
所属機関 法人格	国立大学法人
所属機関名	○×大学（まるばつだいがく）
専攻科目	生物学

職歴（任意入力）	
職歴（任意入力） ₁	1990-04 テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。
職歴（任意入力） ₂	1998-04 テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。

連絡担当者	
氏名	河川 花子 探杏通知書宛先など事務手続きの河川財団との連絡窓口の方のお名前を記載
ふりがな	かせん はなこ
職名	事務担当
所属機関	○×大学
所属機関（かな）	まるばつだいがく
郵便番号	000-0000
住所	東京都○×区○×町1-2-3
TEL	03-0000-0000
携帯	090-0000-0000
Email 1	○○@kasen.or.jp
Email 2	
氏名 2	
ふりがな 2	
職名 2	
所属機関 2	
所属機関（かな） 2	
郵便番号 2	
住所 2	
TEL 2	
携帯 2	
Email 1 2	
Email 2 2	

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

1 Web申請手続きシステムで入力(続き)

共同研究者				
1	氏名	河川 一郎		
	ふりがな	かせん いちろう		
	性別	男性		
	生年月日	1970-05-30		
	郵便番号	000-0000		
	住所	東京都〇×区〇×町1-2-3		
	電話番号	03-0000-0000		
	携帯電話	555-5555-5555		
	メールアドレス	××@kasen.or.jp		
	所属機関名	〇×大学		
	所属機関名(かな)	まるばつだいがく		
	職名	准教授		
	専攻科目	生物学		
	職歴 1	1995-04 - テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。		
	職歴 2	2000-04 - テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。		
職歴 3	-			
職歴 4	-			
職歴 5	-			

審査項目	
1	審査項目

計画スケジュール		
No.	実施項目	作業日程
1	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。	開始 2026年04月 終了2026年06月
2	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。	開始 2026年07月 終了2026年10月
3	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。	開始 2026年11月 終了2027年03月

必要経費	
1	必要経費

河川基金助成実績 (過去5年間)				
No	申請年度	申請事業名	金額	成果の活用実績
1	2025	〇〇	1,000,000	テキストを入力してください。テキストを入力してください。テキストを入力してください。

他団体からの助成を受ける予定				
No	年度	所属機関名	所属機関名(かな)	金額
1	2026	××財団	ばつばつざいだん	1

その他の添付書類 (教育計画書、役員名簿等)	
1	在籍証明書

2-① 【研究機関】(1/2) ※ダウンロードして作成

2026申請書	
研究者・研究機関部門(研究機関 一般的助成)	
申請者所属	必須
申請者代表	必須
【機関概要】	
①-1 申請者となる研究機関の概要を記載してください。(200文字以内) (必須)	
必須	文字数 2
【目的】	
①-2 調査・研究の目的と河川等との関わりを記載してください。(200文字以内) (必須)	
必須	文字数 2
【成果】	
②-1 目指す成果の形(成果目標)を明確に記載してください。(200文字以内) (必須)	
必須	文字数 3
②-2 研究の成果を、「川づくり」に活用することが期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内) (必須)	
必須	文字数 2
【内容】	
③-1 調査・研究の実施内容を、成果を得るまでのプロセス、実践時期も含め具体的に記載してください。(400文字以内) (必須)	
必須	文字数 25
※主な項目毎に見出しを付けて記入して下さい。	

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

2-①【研究機関】(2/2) ※ダウンロードして作成

③-2 今年度採択された調査・研究と関連がある場合、今回申請する内容や成果の位置づけを分かりやすく記載してください。(200文字以内)(**該当する場合**)

該当する場合

文字数 6

【研究の優位性】

④-1 既存の研究や取組に比べ独自性、新規性等の観点でどのように優れているのかを具体的に記載してください。(200文字以内)(**必須**)

必須

文字数 2

④-2 萌芽的な調査・研究または今後の発展が期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)(**任意**)

任意

文字数 2

【河川管理者との共同研究等】

⑤ 河川管理者との連携又は共同で研究する場合、河川等の現場を活用する場合はその内容を記載して下さい。(200文字以内)(**該当する場合**)

該当する場合

所属

担当者氏名

文字数 6

【その他関連事項】

⑥-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内)(**必須**)

必須

文字数 2

⑥-2 助成期間中(1年間または2年間)の一つの費目の合計が、申請総額の50%を超える場合は理由を記載してください。(200文字以内)(**該当する場合**)

該当する場合

文字数 6

2-② 【一般研究者・若手研究者】(1/2) ※ダウンロードして作成

③-2 今年度採択された調査・研究と関連がある場合、今回申請する内容や成果の位置づけを分かりやすく記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

文字数 6

【研究の優位性】

④-1 既存の研究や取組に比べ独自性、新規性等の観点でどのように優れているのかを具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

④-2 萌芽的な調査・研究または今後の発展が期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(任意)**

任意

文字数 2

【河川管理者との共同研究等】

⑤ 河川管理者との連携又は共同で研究する場合、河川等の現場を活用する場合はその内容を記載して下さい。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

所属		担当者氏名	
----	--	-------	--

文字数 6

【その他関連事項】

⑥-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

⑥-2 助成期間中(1年間または2年間)の一つの費目の合計が、申請総額の50%を越える場合は理由を記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

文字数 6

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

2-② 【一般研究者・若手研究者】(2/2) ※ダウンロードして作成

③-2 過年度河川基金助成事業に採択され、今年度が最終年度となっている調査・研究がある場合、今回申請する調査・研究の内容や成果の位置づけとの関係を分かりやすく記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

文字数 6

【研究の優位性】

④-1 既存の研究や取組に比べ独自性、新規性等の観点でどのように優れているのかを具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

④-2 萌芽的な調査・研究または今後の発展が期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(任意)**

任意

文字数 2

【河川管理者との共同研究等】

⑤ 河川管理者との連携又は共同で研究する場合、河川等の現場を活用する場合はその内容を記載して下さい。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

所属

担当者氏名

文字数 6

【その他関連事項】

⑥-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

⑥-2 助成期間中(1年間または2年間)の一つの費目の合計が、申請総額の50%を越える場合は理由を記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

文字数 6

2-③ 【学術図書出版助成】(1/2) ※ダウンロードして作成

2026申請書	
研究者・研究機関部門(学術図書出版助成)	

申請者所属	必須
申請者代表	必須

【目的】

①-1 出版の目的を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

【成果】

②-1 目指す成果の形(成果目標)を明確に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

②-2 成果を、「川づくり」に活用することが期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

【内容】

③-1 出版の内容を具体的に記載してください。(200文字以内)(必須)

必須

文字数 2

③-2 出版内容の独自性、新規性を具体的に記載して下さい。(200文字以内)(必須)

必須

文字数 2

③-3 出版により得られる効果について具体的に記載してください。(200文字以内)(必須)

必須

文字数 2

【その他関連事項】

④ 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内)(必須)

必須

文字数 2

2-④ 【アウトリーチ活動助成】(1/2) ※ダウンロードして作成

2026申請書
 研究者・研究機関部門(アウトリーチ活動助成)

申請者所属	必須
申請者代表	必須

【普及を図る調査・研究成果】

①-1 普及を図ろうとする調査・研究成果を記載してください(過去に河川基金による助成を受けた調査・研究の成果である場合には、参考として当該助成の年度と事業名を付記してください)。(300文字以内)**(必須)**

文字数 | 0

【目的】

②-1 アウトリーチ活動の目的を記載してください。(200文字以内)**(必須)**

文字数 | 2

【活動内容】

③-1 アウトリーチ活動への参加予定者総数、一般市民及び生徒等の参加予定者数を記載してください。**(必須)**

参加予定者総数	必須 人	右記のうち、一般市民及び生徒等の参加予定者数	必須 人	一般市民及び生徒等の参加者数比率 ※50%以上であること	必須 %
---------	------	------------------------	------	-------------------------------------	------

③-2 アウトリーチ活動の内容を実施時期も含め具体的に記載してください。(300文字以内)**(必須)**

文字数 | 2

③-3 アウトリーチ活動の内容、方法等について、一般市民、大学生、高校生、中学生、小学生等の参加を促す方策を具体的に記載してください。(300文字以内)**(必須)**

文字数 | 2

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

2-④ 【アウトリーチ活動助成】(2/2) ※ダウンロードして作成

③-4 過年度(過去5年以内)河川基金助成事業に採択されている場合、前回の活動内容や成果との関係及び進歩、発展させた点を分かりやすく記載してください。(200文字以内)**(該当する場合は必須)**

該当する場合は必須

文字数 9

【活動成果】

④-1 目指す活動成果の形(成果目標)を明確に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

④-2 活動の目的や成果がどのように「川づくり」に貢献するのかを具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

【その他関連事項】

⑤-1 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 2

⑤-2 助成期間中(1年間または2年間)の一つの費目の合計が、申請総額の50%を超える場合は理由を記載してください。(200文字以内)**(該当する場合)**

該当する場合

文字数 6

2-⑤ 【ジュニア研究者】(1/2) ※ダウンロードして作成

2026申請書						
研究者・研究機関部門(高等学校・中学校のクラブ活動)						
学校名						
校長(申請者)						
クラブ名称						
顧問(氏名)						
部員人数	1年生		2年生		3年生	
研究テーマ						

【目的】

① 研究の目的と河川等との関わりを記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

【成果】

②-1 研究で目指す成果の形(成果目標)を記載してください。(300文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

②-2 研究の成果を、「川づくり(河川等をよくすること)」に活用することが期待できる部分を具体的に記載してください。(200文字以内)**(必須)**

必須

文字数 | 2

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

2-⑤ 【ジュニア研究者】(2/2) ※ダウンロードして作成

【内容】

③-1 研究の実施内容を、成果を得るまでのプロセスや実施時期も含め、具体的に記載してください。(400文字以内) **(必須)**

※主な項目毎に見出しを付けて記入して下さい。

文字数 22

③-2 生徒がこの研究を自主的かつ自発的に取り組めるよう、留意して指導する点を記載してください。(200文字以内) **(必須)**

必須

文字数 2

③-3 この研究を通じて、生徒の研究能力や自由な発想を生かしていく方針について記載してください。(200文字以内) **(必須)**

必須

文字数 2

【その他関連事項】

④ 予算計画が経済的に配慮されかつ具体的であり実効性が認められるか。(200文字以内) **(必須)**

必須

文字数 2

2-⑥-A 必要経費【各助成区分共通】（1年助成用）※ダウンロードして作成

※ 申請IDの欄には、【E26】で始まる番号を入力してください。

※ 助成番号は採択後に発番されるため、空欄のままかまいません。

助成事業申請金額								
申請ID		助成番号						
申請者	申請事業名							
費目 No	申請年度	費目 内容	申請金額	採択金額	執行計画金額	実施金額	実施金額のうち 助成対象とする金額	摘要
		1						
2	2026年度	資料・印刷費	円	円	円	円	円	
3	2026年度	旅費・交通費	円	円	円	円	円	
4	2026年度	協力者謝金費	円	円	円	円	円	
5	2026年度	会議費	円	円	円	円	円	
6	2026年度	研修費	円	円	円	円	円	
7	2026年度	委託費	円	円	円	円	円	
8	2026年度	器具・備品費	円	円	円	円	円	
9	2026年度	リース費	円	円	円	円	円	
10	2026年度	通信・運搬費	円	円	円	円	円	
11	2026年度	消耗品費	円	円	円	円	円	
12	2026年度	広報費	円	円	円	円	円	
13	2026年度	施設等維持経費	円	円	円	円	円	
14	2026年度	雑費	円	円	円	円	円	
合計			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

[1] 河川基金
助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの
留意事項[5] 審査・決定
及び通知[6] 助成金の交付
額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・
発表等[9] 助成金の交付決定
の取り消し

提出書類

2-⑥-B 必要経費【各助成区分共通】(2年助成用 見本：2年目) ※ダウンロードして作成

※ 申請IDの欄には、【E26】で始まる番号を入力してください。

※ 助成番号は採択後に発番されるため、空欄のままかまいません。

助成事業申請金額								
申請ID		助成番号						
申請者		申請事業名						
費目No	申請年度	費目内容	申請金額	採択金額	執行計画金額	実施金額	実施金額のうち助成対象とする金額	摘要
1	2027年度	人件費	円	円	円	円	円	
2	2027年度	資料・印刷費	円	円	円	円	円	
3	2027年度	旅費・交通費	円	円	円	円	円	
4	2027年度	協力者謝金費	円	円	円	円	円	
5	2027年度	会議費	円	円	円	円	円	
6	2027年度	研修費	円	円	円	円	円	
7	2027年度	委託費	円	円	円	円	円	
8	2027年度	器具・備品費	円	円	円	円	円	
9	2027年度	リース費	円	円	円	円	円	
10	2027年度	通信・運搬費	円	円	円	円	円	
11	2027年度	消耗品費	円	円	円	円	円	
12	2027年度	広報費	円	円	円	円	円	
13	2027年度	施設等維持経費	円	円	円	円	円	
14	2027年度	雑費	円	円	円	円	円	
合計			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

2-⑦ 購入理由書 ※ダウンロードして作成

令和〇年〇月〇日

購入理由書

所属

申請者氏名

購入予定の機器情報

品名：

メーカー：

型番：

金額：

購入数：

購入が必要な理由：

[1] 河川基金 助成覧

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの
留意事項

[5] 審査・決定
及び通知

[6] 助成金の交付
額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・
発表等

[9] 助成金の交付決定
の取り消し

提出書類

2-⑧ 団体役員名簿【各助成区分共通】※ダウンロードして作成

役員名簿

申請者所属	
申請者代表	

番号	職名	氏名	住所		所属先/勤務先	
			郵便番号	住所	所属	職名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

令和 年 月 日

了承証明書

指導学生である〇〇〇〇（修士課程 2 年次在籍）について
公益財団法人河川財団の河川基金の令和〇年度助成の
研究者・研究機関部門 若手研究者 へ応募することを了承いたします。

●●大学 ●●学部 ○○専攻

教授 署名 印

助成経費一覧

- 一つの費目の金額は申請金額総額の50%を超えないようにしてください。
(一つの費目で、採択金額総額の50%を超えた費用は助成対象と認められません)

	費目 ^(※)	説明	備考
1	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究活動に必要な資料整理、実験、測定、実態調査等の研究補助作業者に対する人件費 ※人件費について認められる決済資料は、金融機関への振込を証明する資料(金融機関印のある振込依頼書または通帳の引き落とし部分のコピー)のみです。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は臨時的な補助作業者に対するものとし、年間を通しての給与は対象外です。 申請者が所属する団体関係者への人件費は認められません。
2	資料・印刷費	<ul style="list-style-type: none"> 書籍、論文、地図、航空写真等の購入費 調査票・集計表等の印刷費、書類の複写費 書類・資料の印刷代 ポスター・チラシの作成・印刷 	企業・店舗から発行されたレシートを提出してください。
3	旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査・会議・打合せ等の出張に伴う交通費、宿泊費、例外的にバス等1000円未満の旅費については行程表を提出していただくことでレシートの代わりとできます。 自家用車(燃料等)、レンタカー借上げ代、有料道路通行料金 当財団が東京で開催する各部門の成果発表会及び、各地域で開催される、財団主催または協力の「地域説明会」への参加のための交通費、宿泊費1名分 	<ul style="list-style-type: none"> 日当は対象になりません。 1000円未満の旅費については行程表でレシートの代わりとできます。 パーキング代は助成対象外です。 自家用車のガソリン代は燃料費内訳フォーマットがレシートの代わりとなります。レンタカー使用時のガソリン代はレシートを提出してください。
4	協力者謝金費	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究者以外の外部協力者、外部講師、外部専門家への謝金 ※謝金については認められる決済資料は謝金をお振込みする個人へ振込したことが分かる書類(金融機関発行のもの。金融機関印のある振込依頼書または通帳の引き落とし部分のコピー)のみです。 	<ul style="list-style-type: none"> お一人につき1日1回までとし1回の上限は2万円とします。 研究事業を実施する団体関係者への謝金は認められません。 協力者謝金費をお支払いする方の氏名、実働日、内容、活動時間を明記してください。
5	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会議、研修会、講習会開催費用等、会場借り上げ費用、看板設置費、会場の運営・機器使用料、記録(速記料、テープ起こし) 	食品・飲料代は対象外です。
6	研修費		
7	委託費	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査・観測、実験、試料採取、測量、アンケート調査、データ整理等、研究または事業の一部を外部に委託する費用 	領収書のみでなく請求書や見積書等、明細が分かるものを提出してください。
8	器具・備品費	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、ドローン等 カメラ、望遠鏡、顕微鏡等光学機器 その他、1点5万円以上の機器、機材 ※1点10万円以上の機器・機材を購入予定の場合は申請時に購入理由書を提出してください。事後の購入はできません。 	高額な測定機器、情報機器等高額な機器については、レンタルの活用等の工夫をお願いします。レシート(コピー)は明細が記載されているものを提出してください。 ※5万円以下の機器機材等は消耗品費に計上してください。

[1] 河川基金 助成費

[2] 助成案内

[3] 申請手続き

[4] 申請手続きの留意事項

[5] 審査・決定及び通知

[6] 助成金の交付額の確定

[7] 成果等の報告

[8] 成果の公表・発表等

[9] 助成金の交付決定の取り消し

提出書類

助成経費一覧

	費目 ^(※)	説明	備考
9	リース費	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューター及びソフト使用料等の経費 ・測定機器、情報機器等のレンタル費用 ・ライフジャケット等のレンタル費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース期間は助成期間内とします。 ・企業・店舗から発行されたレシートを提出してください。
10	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代、封筒代、宅配便代等 ・資材・機器運搬費用等 	
11	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・一般文具用品等、用紙代、試薬 ・試料等実験のための資材、水質調査用器材(パックテスト) ・データ保存用電子媒体、電池等 ・その他、1点5万円未満の器具・作業用具等 	企業・店舗から発行されたレシートを提出してください。
12	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、交流新聞発行等の経費 ・ホームページ作成費 ・その他、広告・宣伝費用 	河川基金による助成を受けた調査・研究にかかわる広報活動
13	施設等維持経費	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産借用費、光熱水料、維持費等(研究施設の一般管理費は認められません) ・インターネット、モバイル通信等、通信設備接続費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成期間内の費用のみ対象とできます。 ・別途施設を借りて研究を行う場合の不動産借用費は助成対象とします。
14	雑費	<ul style="list-style-type: none"> ・損害保険料 ・その他各費目に該当しない経費 	

※次の経費は認められません。

- ・申請者や共同研究者、申請機関の構成員が経営する企業、団体への委託費、人件費等の支出
 - ・河川基金助成を受けている団体関係者への協力者謝金費や人件費の支出
 - ・飲食費、弁当代、会議などの食事代、親睦会参加費(ただし、熱中症予防等の飲料代は認められます)
 - ・助成金の支払い時には、ポイントを付けなくてください。ポイントをつけた場合は、ポイント分を差し引いた金額を助成対象とします。また、購入時にポイントを使用した場合は、ポイント充当後の実際の支払額のみ助成対象とできます
 - ・組織の運営管理に必要な一般管理費、経理事務手数料
 - ・助成金を返納する際の振込手数料
 - ・研究成果の発表を目的として行う報告書の印刷、図書の刊行費用(学術図書出版助成を除く)
 - ・河川基金の助成を受けた調査・研究活動以外の独自の活動報告や会報等の印刷、製本のための費用
 - ・他の団体への助成(再助成)
 - ・外国への出張旅費・交通費、外国での調査・研究に必要な経費(「緊急災害調査」による海外渡航を除く)
 - ・他の団体等が開催する学会、会議、イベントの参加費用(旅費・交通費を含む)【ジュニア研究者は認められます】
- ※ ジュニア研究者においては、研究会等へ参加・発表するための費用(旅費・交通費、参加費用等)を助成対象とできます。ただし、発表内容や配布資料に「河川基金助成を受けた研究である旨」を入れてください
- ※ 河川基金による研究成果(過年度研究成果も含む)を論文発表する場合、または研究途上において学会等で発表する場合には、次のページの表のとおり「要件」で助成の対象となります

研究成果を学会等で論文発表する場合	研究途上において学会等に参加する場合
<p>河川基金による研究成果（過年度研究成果も含む）を論文発表する場合、以下のとおりの「要件」で助成の対象となります。</p>	<p>河川基金による研究成果をとりまとめていく上で、学会等で発表し、意見交換、情報交換等を行うことが必要な場合には、以下のとおりの「要件」で助成の対象となります。</p>
<p>【助成対象となる費用】^{※1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が著者となっている論文投稿費用、論文執筆に係る国内外の翻訳費用 ・上記論文に係る国内外の学会等への参加費、学会等への参加に係る国内の宿泊費、交通費 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の申請者が著者となっている論文であること。 ・論文掲載が決定しているもの。 ・論文中に「公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けた」旨の記載があること。 ・対象者は助成事業の申請者、共同研究者であること。 ・報告書提出時には、投稿論文を添付すること。 <p>※1 対象となる費用の支出は、助成決定総額の10%以内とします。また論文の投稿及び学会への参加等については国内外を問いません。</p> <p>学会等への参加費は「雑費」に、参加に係る宿泊代、交通費は「旅費・交通費」に計上してください。</p>	<p>【助成対象となる費用】^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究内容の発表に係る国内外の学会等への参加費、学会等への参加に係る国内の宿泊費、交通費 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表資料中に「公益財団法人河川財団の河川基金の助成を受けた」旨の記載があること。 ・発表者は助成事業の申請者か共同研究者のどちらかであること。 ・報告書提出時には、発表資料を添付すること。 <p>※2 対象となる費用の支出は、その後論文として投稿・発表する場合には、その費用も含め、助成決定総額の10%以内とします。学会等への参加については国内に限ります。研究成果を学会等で論文発表する場合との重複申請はできません。</p> <p>学会等への参加費は「雑費」に、参加に係る宿泊代、交通費は「旅費・交通費」に計上してください。</p>

2026年度 河川財団賞 および 河川財団奨励賞を募集しています

河川財団では、河川基金による助成事業で実施した調査・研究の成果をもとに、河川・流域の視点から防災・減災の取り組みや水資源の利用の合理化、河川環境の保全等に関し、学会等の論文として発表し学術の進歩・発展及び社会貢献に顕著な功績を上げた、あるいは、優れた技術を開発しその実用化により大きく社会に貢献したと認められる助成研究者を表彰しています。

募集期間

2025年10月1日(水)～2025年11月14日(金)

表彰の概要

賞の名称	対象	副賞（研究奨励金）
河川財団賞	特に卓越した功績が認められた助成研究者	50万円
河川財団奨励賞	今後の活躍が期待される、優秀な若手助成研究者	20万円

- ※ 「若手助成研究者」とは、助成年度の年度末(当該年の3月31日時点)において満35歳以下の助成研究者を言います。
- ※ 河川財団賞に応募があったもののうち、卓越した功績が認められた助成研究者には、河川財団特別賞を授与します。(副賞：30万円)

河川財団賞・河川財団奨励賞
詳細は、河川財団ホームページでご確認ください。
<https://www.kasen.or.jp/kikin/tabid305.html>



